

○武蔵野市長期計画条例

平成23年12月13日 条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、武蔵野市（以下「市」という。）が武蔵野市自治基本条例（令和2年3月武蔵野市条例第2号）第23条第1項の規定により策定する武蔵野市長期計画（以下「長期計画」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(長期計画)

第2条 長期計画は、市政運営の基本理念、当該計画期間に実施すべき政策、財政の見通し等を定めるものとする。

2 長期計画は、10年を1期として定め、当該計画期間の前期5年を実行計画とし、後期5年を展望計画とする。

3 市が実施する政策は、すべて長期計画にその根拠がなければならない。ただし、速やかな対応が特に必要と認められるものは、この限りでない。

(実行計画の見直し)

第3条 市長は、市長選挙が行われたとき又は市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画の見直しを行い、新たな実行計画を策定するものとする。

(市民等の参加)

第4条 市長は、長期計画の策定又は前条の規定による策定（以下「長期計画等の策定」という。）を行うときは、市民、市議会議員及び市職員が参加する機会を確保しなければならない。

2 市長は、長期計画等の策定を行うときは、策定委員会を設置するものとする。

(議決)

第5条 市長は、長期計画の策定を行うときは、長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について、市議会の議決を経なければならない。

(市長の責務)

第6条 市長は、長期計画に定められた政策の着実な実施及びその状況の管理を行わなければならない。

(他の計画との関係)

第7条 市長その他の執行機関が分野別又は事業別の計画を策定し、又は変更しようとするときは、長期計画との整合性を保つよう努めなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の日を始期とする長期計画について適用する。

(趣旨)

第1条 この規則は、武蔵野市長期計画条例（平成23年12月武蔵野市条例第28号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(市政運営の基本理念)

第2条 条例第2条第1項に規定する市政運営の基本理念とは、武蔵野市の目指すべき将来像、まちづくりの目標その他の武蔵野市長期計画（以下「長期計画」という。）の計画期間における市政運営に係る基本的な方向性を定めるものをいう。

(市が実施する政策)

第3条 条例第2条第3項に規定する市が実施する政策とは、長期計画の策定後において、新たに実施する必要が生じた政策をいう。

(調整計画)

第4条 条例第3条に規定する新たな実行計画は、調整計画と称する。

- 2 市長は、長期計画の計画期間の初日から4年を経過する日までに調整計画を策定するものとする。
- 3 調整計画は、5年を1期として定める。ただし、調整計画の見直しを行い、新たな調整計画を策定する場合であって、当該新たな調整計画の計画期間の終期が当該長期計画の計画期間の終期を超えることとなるときは、当該長期計画の計画期間の終期を当該新たな調整計画の計画期間の終期とする。

(次期長期計画の策定)

第5条 市長は、現行の長期計画に基づく市政運営から次期の長期計画に基づく市政運営への円滑な移行を図るため、当該現行の長期計画の計画期間の末日の2年前の日の翌日を計画期間の始期として、次期の長期計画を策定するものとする。

(策定委員会)

第6条 条例第4条第2項に規定する策定委員会は、市政に関し広くかつ高い見識を有する者等の中から市長が委嘱する者及び副市長で構成する。

- 2 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。
- 3 委員長は、会務を総括し、策定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務

を代理する。

- 5 策定委員会の会議は、委員長が招集する。
- 6 策定委員会は、市民、市議会議員及び市職員の意見を聴取して、長期計画又は調整計画（以下「長期計画等」という。）の計画案を作成し、市長に提出する。
- 7 市長は、策定委員会から前項の計画案が提出されたときは、当該計画案を尊重して、長期計画等を策定するものとする。
- 8 策定委員会の庶務は、総合政策部企画調整課が行う。

（施策の大綱）

第7条 条例第5条に規定する施策の大綱とは、長期計画の計画期間に実施すべき政策に係る具体的な施策の基本的事項を定めるものをいう。

（実施状況の管理）

第8条 条例第6条の規定による管理は、武蔵野市主要事業等進行管理規程（昭和48年7月武蔵野市訓令（甲）第4号）第10条の規定による進行管理会議における市長への報告その他の方法により行うものとする。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。